



1. 次のような場合には体育施設を利用できません。

(登録の抹消や利用承認の取消をすることがあります)

- ① 体育施設や附帯設備等を利用して、許可無く観戦料を徴収したり、物品の販売をするなど営利を目的とする場合（営利を目的とする講演会や講習会も含まれます）
- ② 政治団体・宗教団体の活動として利用する場合（宗教団体でなくても、特定の宗教の布教に関する活動も含まれます）
- ③ 体育施設又は附帯設備等を破損又は汚損するおそれがある場合
- ④ 秩序又は風俗を乱すおそれがある場合
- ⑤ 管理上支障がある場合

2. 施設利用者（登録者）の責務

- ① 良識に従いモラルやマナーを守ってください。
- ② 利用に際しては事故等の発生を防止するように努め、万一の事故の責任は利用者に帰属します。
- ③ 施設や備品等に損害を与えたときは、損害相当額を賠償していただきます。
- ④ 整備、清掃等を行うとともに、ごみは全て持ち帰ってください。
- ⑤ 登録内容に変更が生じた場合には、直ちに変更手続きをしてください。
- ⑥ その他、市の条例、規則を遵守するとともに、管理者の指示に従ってください。